

モーターボート競走法の改正及び公営企業金融公庫納付金制度の廃止  
を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成17年6月21日

提 出 者

13番 桜井和実

4番 小林清章

10番 近藤和義

16番 大野まさき

17番 松本清治

27番 寺山光一郎

武蔵野市議会議長 山下倫一 殿

モーターボート競走法の改正及び公営企業金融公庫納付金制度の廃止を求める  
意見書

競艇事業を初めとする地方公営競技事業は、平成3年度をピークに売り上げの低下が続き、必死の経営改善努力にもかかわらず、いずれの施行者においても厳しい経営を余儀なくされています。

競艇事業にあっても平成13年度並びに14年度において一般会計への繰り出しができない施行者が46施行者中、16施行者に及ぶほか、単年度赤字に陥っている施行者が半数近くとなっており、平成15年度末には桐生市、光市、広島県西部競艇施行組合等が事業から撤退するに至っています。

モーターボート競走法の趣旨は、「海事思想の普及と地方自治体財政の改善に寄与する」こととありますが、平成15年度決算によれば、競艇事業46施行団体の事業収益が78億4,569万円余にまで減少している一方、日本船舶振興会への交付金は1号交付金、2号交付金及びモーターボート競走会への交付金あわせて489億6,378万円余、公営企業金融公庫納付金が112億935万円余となっています。

武蔵野市（東京都六市競艇事業組合）においても、年々競艇事業経営は苦しくなっており、平成15年度の一般会計への繰出金は各々1,000万円にまで減少しています。一方、モーターボート競走法に基づく日本船舶振興会交付金・モーターボート競走会への交付金及び公営企業金融公庫納付金は、平成15年度でそれぞれ10億3,991万円、1億8,035万円となっており、平成16年度においても「一般会計への繰出金」より「交付金及び納付金」の方が大きくなるのが確実な状況です。

こうした状況は、「地方自治体財政の改善に寄与する」というモーターボート競走法の趣旨に反する事態となっていることを端的に示しています。

既に地方競馬、競輪、オートレース（小型自動車競走）事業については、こうした状況を受けて交付金の軽減や支払猶予措置が新設されましたが、競艇事業にあっては昭和37年の改正以降、その不合理な制度の見直しが行われていません。

また、公営企業金融公庫納付金制度は、公営競技施行団体の売上げ・収益が急増した昭和45年に「収益の均てん化」を目的に時限立法として制定され、その後も更新されてきましたが、現状では根拠を失っていると言わざるを得ません。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、下記事項の見直しを要望いたします。

記

1. モーターボート競走法の改正により、日本船舶振興会への1号・2号交付金及びモーターボート競走会交付金の軽減を行うこと。
2. 公営企業金融公庫納付金を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年 6 月 日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

あて